

祝！
富士山世界遺産登録

ふじよだ 議会だより

第122号

<http://gikai.city.fujiyoshidayamanashi.jp/>

平成25年8月1日 編集・発行 議会だより編集委員会
電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局



開山前夜祭 茅の輪くぐり

6月定例会

平成25年6月定例会は、6月13日に開会され、15日間の会期を終えて、27日に閉会しました。

この定例会では、平成24年度富士吉田市一般会計補正予算(第8号)など専決処分報告5件、平成24年度一般会計予算継続費繰越計算書など報告3件をはじめ、富士吉田市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定1件、富士吉田市税条例など条例の一部改正5件、平成25年度富士吉田市一般会計補正予算第2号など補正予算9件、富士吉田市営西丸尾団地建設(建築主体)工事など工事請負契約の締結1件、消防デジタル無線携帯型受令機取得にかかる財産の取得1件及び富士吉田市監査委員の選任にかかる人事案件1件、合計26件の市長提出議案をすべて承認、可決、同意しました。なお、議会選出の監査委員には及川三郎議員が選任されました。

また、任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに、辞職に伴う恩賜林組合会議員及び広域行政事務組合議員の補欠選挙並びに、辞任に伴う織物等産業振興対策特別委員会の正副委員長長の選任が行われました。

なお、正副議長選挙が行われ、第62代議長に宮下正男議員が、第60代副議長に佐藤秀明議員がそれぞれ選出されました。

また、市政に対する一般質問は4人の議員が行いました。

編集委員の交代がありました。

市民の皆様に対し、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し努力してまいりますので、よろしくお願いたします。

《編集委員会》

○委員長 奥 脇 和 一
○委員 渡 辺 忠 義 戸 田 元 横 山 勇 志
渡 辺 貞 治 勝 俣 大 紀

就任あいさつ



議長
宮下 正男



副議長
佐藤 秀明

市民の皆様には、平素より市政並びに市議会に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

先の6月定例会におきまして、議員各位のご推挙により私たち両名が議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、その職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めて参りたいと考えております。

さて、6月22日には、富士吉田市民が待望しておりました富士山が世界文化遺産に登録されました。

古くから数多くの信仰と芸術を生み出した富士山が、世界に認められたものであり、大変喜ばしい出来事でありました。

一方、我が国の社会経済情勢に目を転じて見ますと、「アベノミクス」効果により徐々に回復傾向にあると報道されておりますが、地方自治体を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続いております。

そのような中で、財政の健全化に向けた取り組みとともに、未来を担う子供たちの健全な育成や少子化対策、高齢者などに対する医療・福祉対策、さらには防災対策、環境対策など山積する諸問題の解決に取り組んでいかなければなりません。

私たち市議会といたしましても、これらの課題により一層の創意工夫と努力を積み重ね、富士吉田市のさらなる発展のために執行機関とともに全力を尽くして参りたいと考えております。

市民の皆様の信頼と期待に応えられる議会運営を目指して万全を期して参る所存でありますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

議会の構成変わる

定例会最終日の6月27日に任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

また、織物等産業振興対策特別委員会の正副委員長が新たに選任されました。

【議会運営委員会】

- 委員長 奥脇 和一 ○副委員長 渡辺 忠義
- 委員 戸田 元 横山 勇志 渡辺 貞治
- 勝俣 大紀

【総務経済委員会】

- 委員長 勝俣 米治 ○副委員長 勝俣 大紀
- 委員 太田 利政 宮下 豊 戸田 元
- 渡辺 幸寿 渡辺 貞治

【文教厚生委員会】

- 委員長 渡辺 孝夫 ○副委員長 羽田 幸寿
- 委員 渡辺 嘉男 宮下 正男 渡辺 利彦
- 佐藤 秀明 前田 厚子

【建設水道委員会】

- 委員長 横山 勇志 ○副委員長 桑原 守雄
- 委員 奥脇 和一 渡辺 忠義 及川 三郎
- 小俣 光吉

【富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会議員】

- (補欠選挙)
- 渡辺 忠義 (下吉田区域)

【富士五湖広域行政事務組合議会議員】(補欠選挙)

- 太田 利政 戸田 元

【織物等産業振興対策特別委員会】

- 委員長 太田利政 ○副委員長 渡辺 幸寿

【議会選出監査委員】

- 及川 三郎



●6月定例会 会期日程

日程	内容
6月13日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○報告案件の承認等 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 本会議
19日	○追加議案の提出と説明 ○追加議案の委員会付託 ○市政一般質問 総務経済委員会 ○付託議案等の審査
21日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査
24日	建設水道委員会 ○付託議案の審査
25日	本会議 ○各委員長からの報告 ○追加議案の提出と説明 ○各議案等の採決 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合・広域行政事務組合議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 (閉会)
27日	

●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

及川 三郎 議員



富士登山の安全対策について

●一回目の質問

過去5年間、富士山の登山者数は山梨・静岡両県の登山口を合わせると、年間約30万人を超えており、その中で山梨県側から最も多かったのは、平成22年で約26万人、過去5年間で平均すると、約24万2千人と年々増加傾向となっている。

富士登山は、途中の山小屋で仮眠や休憩をとった後、山頂を目指すのが理想の登山スタイルであるが、夕方から未明に登山を開始し、ご来光に間に合うよう一気に山頂を目指す通称「弾丸登山」と言われる登山者も

多く、特に九合目から山頂にかけては渋滞でなかなか進めない状況である。

世界遺産登録ともなれば、当然、登山者の増加が予想され、すでに山小屋情報では宿泊対応でその兆候が現れているとのことである。

今年夏の富士登山者数は当市としては推定でどの程度増えるの見込んでいるのか。

私は、今年登山者が増えることで問題が生じるのではないかと危惧しているが、その点についてはどうお考えか。また、そうだとすると登山者数を制限する具体的な対策はどうお考えか。

八合五尺から山頂を目指しご来光を見ようとする登山者は、長蛇の列でなかなか前に進めないという状況である。その中での狭い登山道でかなり疲労している登山者や急ぐあまりコースをはみ出す登山者もあり、将棋倒しや落石などの事故が心配される。これらについても事故内容や程度によっても現場対応が難しいだろうが、関係方面からの協力

がなければ現実的に容易ではないと思うが、今年の夏山対応についてお聞きする。事故防止のためには「弾丸登山」という登山スタイルを含め、登山者を抑制することも不可欠と思うが、弾丸登山についてはある意味指導・教育に委ねる側面があるが、仕組みや態勢などの取り組みはどう考えているか。

●一回目の市長答弁

まず、第一点目の今年の富士登山者数についてであるが、富士山の昨年の登山シーズン中の登山者数は、約24万7千人弱であり、今年には世界遺産効果も含め、登山者数は35万人から40万人に上るものと見込んでいます。

次に、第二点目の登山者の増加についてであるが、私も登山者の増加により夜間登山の事故等を誘発するのではないかと危惧しているところである。

登山者数を制限する具体的な対策については、まずは、夜間における登山道の渋滞の大きな原因のひとつでもある弾丸登山の規制に最も効果的な対策は、富士スバルラインの夜間通行止めであると考えている。道路管理者である山梨県からは、道路法、道路交通法による規制は困難であるとの見解が示されたが、引き続き、山梨県に対し、富士ス

バルラインの夜間通行止めの検討を要請して参りたい。また、渋滞時における五合目、六合目の交通規制や、将来的には富士山への入山者数の制限についても必要であるものと考えている。

次に、第三点目の登山道での渋滞時の危険防止についてであるが、登山道全体の安全対策を見据え、登山者の安心・安全の確保を行うていくため、本市独自に、登山の知識や経験が豊富な誘導員を七合目以上に配置する予定である。

また、富士五湖消防本部においては、登山シーズン中の五合目での救急業務の期間延長や救急隊員の登山道パトロールの強化を行うほか、市立病院においては、怪我や病気の登山者の受け入れを行うなど、万全の態勢を整えて参る。

次に、第四点目の登山者を抑制するための仕組みについてであるが、富士スバルラインの夜間通行止め、登山道入口での交通規制による登山者数の抑制、将来的な入山者数の制限など、安心・安全な富士登山のために、登山者を抑制する制度や仕組みについて登山道の管理者である山梨県に対し働きかけをして参りたいと考えている。

●二回目の質問

安全対策には、他の組織団体の協力も必要と考える。

富士山五合目観光協会や富士山吉田口旅館組合、そして富士登山ガイド組織の富士山案内人組合など沢山あるが、その組織団体への協力要請等はしているのか、お聞きする。

私は富士登山の事故は、特に夜間九合目から山頂にかけて発生する確率が高いと認識しており、山梨県側は八合五尺までの事故防止対策は静岡県側とも協議するべきと思うが静岡県側との関係についてお聞きする。

●二回目の市長答弁

まず、各種組織団体との協力的体制についてであるが、本市としても、富士山吉田口旅館組合や富士山吉田案内人組合、富士山五合目観光協会等、富士山に関わる諸団体に対し、この夏の登山者数増大の予想を踏まえ、安全対策について協力依頼を行っており、登山者の安全対策にはこの地域を挙げて万全を期して参る。

次に、静岡県側との協議についてであるが、八合五尺以上の事故防止対策については、八合五尺から山頂までは山梨県、静岡県の登山道が合流しており、現在、山梨、静岡両県で安全登山対策として、富士山開山前の登山道調査を実施している。八合五尺以上の安全対策については山梨県に対し強く要望して参りたいと

考えている。

また、五合目以上の登山者の集中を緩和し分散を図るための一環として、麓から五合目までの富士山の魅力を体験していただく登山を特に推奨しており、麓においては、多くの登山者が訪れるよう力を注いで参る。

防災対策について

●一回目の質問

地震には二通りあるわけだが、富士吉田市は東海地震を含め南海トラフに関係する海溝型地震と内陸直下型の地震に対応しなければならぬ地域に属している。

東海地震は、観測技術の進歩で地震発生の直前の予知が可能であるとも言われているが、南海トラフ規模で考えると予知も難しいと考える方もある。

今では市民の皆さんも、1707年の宝永地震の49日後に富士山の宝永噴火があった認識もあり、富士山噴火に対して関心を深めているように思われる。

地球規模の世界で申すと、2004年以降、マグニチュード9クラスの地震が4回起こっており、その内の3回がその大地震の後、周辺で大きな火山が噴火した。あとの一ヶ所噴火していないのは、日本の3・11の東日本大震災後に起こってい

ないということである。

東日本大震災後の余震が地下のマグマにも影響を与えているはずで、富士山も例外ではなく警戒すべきと警鐘を鳴らしている方も少なくないと思う。

昨今の、国からの情報もそうだが、災害規模や対応についてめまぐるしく変化してきているように見えて、いつの情報が最も新しく正しいのか、対する備えが万全なのか、市民も戸惑っているのではないかと。

地震には、東海地震を想定した対策を主に市民の皆さんには広報等や冊子で周知し地震対策を促してきたことは評価しているが、南海巨大地震の被害想定が公開された後、当市の防災対策が強化されたのかどうかお聞きする。

さらに、富士吉田市内の中でも地域にはそれぞれ特徴や違いがあり、それらを考慮した現実的な地震対策の点で、何か実施していることがあれば市民に理解できるように具体策で示してほしい。

富士山噴火について、もちろん噴火の規模や場所によって違いはあるが、大量の火山灰、火砕流や溶岩の流出、雪しろと言われている雪泥流、そして山体崩壊などいろいろな被害想定がされている。避難場所の建物等を含め、避難者の収容能力は万全なのか。また、

避難が長期化することも予想されるが、その点についての対応はいかがか。当市としての避難計画を示していただきたい。

当市は、地震による液化化現象の可能性が高いと改めて見直し地図が発表されたが、現在の旧庁舎や建設中の東側庁舎の敷地に対する液化化対策、更には向原地区に建設予定の給食センターのそれぞれの敷地に対する液化化の心配はないのか。

また、地震時の液化化について一般住宅への周知や指導そして対策について当市の考え方を聞きたい。

●一回目の市長答弁

南海巨大地震の被害想定公開後の防災対策についてであるが、山梨県が発表した東海地震被害想定報告書と内閣府が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定を比べてみると、山梨県内における人的被害及び建物被害については、ほぼ同規模の被害状況となっている。

したがって、これまでの東海地震、首都直下地震を想定した取り組みを引き続き進めていくことで対応して参りたいと考えている。

また、地域の特性に合った地震対策については、家屋の密集した地区や山際の地域など、様々な特性を持つ地域があるので、それぞれの地域に合った避難経路

の確認や危険箇所の把握などについて、情報共有を図っていく体制作りの強化を進めているところである。

次に、富士山噴火の場合の避難についてであるが、国、県、市町村、火山専門家をメンバーとした「富士山火山防災対策協議会」において、市町村の枠を越えた広域的な観点から、住民や観光客等の避難路の確保策等について、検討を重ねているところである。

また、噴火の予測がされた場合の避難については、小規模であれば、市内の避難所での対応が可能であると考え、大規模な噴火が予測される場合、あるいは長期的な避難が予想される場合には市内の避難所だけでは対応が困難となるため、市外への避難を最優先に考える必要があるものと認識している。

次に、地震における液化化現象についてであるが、山梨県は、本年3月に、東海地震による液化化危険度マップの改定版を発表した。その中で、本市は広範囲で液化化の可能性が高いと判断されているが、本庁舎及び現在建設中の東側庁舎の敷地においては、設計時に

おけるボーリング試験等の地質調査の結果を踏まえ、地盤の強度を確保するための工事を行っており、液化化に対する安全性は確保されている。

また、学校給食センターの液化化対策についても、設計時に東側庁舎と同様の調査・検討を行い、安全性の確保に万全を期して参る。

地震による液化化の市民への周知及び指導については、今後、啓発用パンフレット、ホームページ等による周知を行い、また、相談者に対しては技術的・専門的知識を持った専門家への紹介を行う中で、液化化に対する指導及び対策を行うて参りたいと考えている。

●二回目の質問

内閣府が発表した南海トラフ巨大地震では、我が富士吉田市の震度は6弱から6強に大きく見直され、更に被災地域が広範囲になり、近隣自治体からの救援物資等が予想よりも遅れる可能性があると指摘された。

これまで各家庭で3日分程度の食料の備えだったものを一週間分程度の備えをしていくべきとの見直しの考え方も示された。

過度に恐れることはないが、被害を最小限に抑えるには「正しく恐れる」ことが大事だとおっしゃった有識者の方がおり、まったくそのとおりだと思う。

インターネットやホームページでの情報もいいが、これまで通り、市民の皆さんへの防災情報は冊子で周知していただくことが最も効果的だと思う。

平成23年12月に市民に配布した「わが家の防災チェック」は今回内閣府が発表した南海トラフ巨大地震被害想定以前の冊子である。

南海トラフ巨大地震被害想定に基づいた、さらに富士山噴火の備えに対応できる、特にお年寄りの方々に見やすく、判りやすく見直しを加えて新たな冊子を配布すべきと考えるが、考えをお聞きする。

次に、火山防災についてだが、大規模な噴火が予測される場合や長期的な避難が予想される場合、市外への避難を最優先に考える必要があると答弁しており、我が富士吉田市の震度は6弱から6強に大きく見直され、更に被災地域が広範囲になり、近隣自治体からの救援物資等が予想よりも遅れる可能性があると指摘された。

最も危険な噴火警戒レベル5では、住民の避難を促しており、レベル4では避難の準備をすることとなっている。そのレベル4ではさらに災害時要援護者の避難が必要で、自治会や自主防災会がその役割を担うのだらうと理解している。

要援護者について、地元自治会としても人数を含め実態が把握できず困惑している部分もあるが、この要援護者の避難計画について考え方を聞きたい。

●二回目の市長答弁

まず、新たな冊子の配布についてであるが、現在、策定を進めている富士山火

山防災対策と併せ、さらに内容を充実させた新たな冊子を配布して参りたい。

次に、避難先の市町村の選定についてであるが、市町村の枠を越えた広域的な災害に対する広域避難については、一自治体のみで対策を講じることは極めて困難である。

そこで、現在、「富士山火山防災対策協議会」において、国・県等をも交え、広域的な避難の方法、避難者の受け入れなどについて調整及び協議を進めているところである。

次に、災害時の要援護者の避難についてであるが、要援護者については、個人情報との関係から、現在、手上げ方式により作成した「災害時要援護者名簿」を各自治会・民生委員に配布し、平時時には、安否確認を行なっていたことも、災害時には避難誘導等の協力も併せてお願いしているところである。

今後は、災害時要援護者名簿を早急に充実させるとともに、災害時の避難誘導等については、各自治会・自主防災会等をはじめ関係機関とのさらなる連携を図り、災害に備えた地域の互助体制を推進して参りたい。

●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月



佐藤 秀明 議員

学校教育について

●一回目の質問

これからの時代、日本は、これまでの産業社会から知識・情報社会への移行期であるといわれ、それに対応する社会をどのように形成していくのか、また、教育はどのような方向に進むべきなのか問われている。今回は学校教育について、何点かお尋ねする。

はじめに、学力低下問題についてであるが、「学力低下」を心配する議論が展開されている。

文部科学省は、「日本は知識の詰め込み教育であり、教育内容が多すぎ、落ちこぼれが大量に発生している。受験競争の圧力が非行や暴

力の原因の一つである。画一的教育が個性をつぶしている。学力より人物を重視する評価に変えるべきである」との観点から、学校完全5日制を実施するなど、「つめこみ教育」から「ゆとり教育」へと実質的な教育改革を開始した。

1999年「分数のできない大学生」という本で、「トップレベルの大学生の10人に2人が分数の計算ができない」という調査結果が出たところから学力低下批判が表面化し、「ゆとり教育」の結果が学力低下になったと言われたことから、「ゆとり教育」から、「脱ゆとり」、生きる力」をばくむ教育の実現に変わり、主要5教科の総授業時間が増やされるなど、「ゆとり教育」は終りを迎えた。「ゆとり教育」から「たしかな学力」に路線転換され、学校のあり方が問われている。

文部科学省は、「基礎学力の徹底」のため、小学校段階から教科担任制を採用し、「習熟度別指導」による「義務教育の複線化」へと方向を変えつつある。

また、学力の向上を含めて、子どもたちの健やかな

成長を期するという点からすれば、次世代を担う子どもたちが、自分の足で立ち歩けるようになるまで、家庭と学校と、そして地域が、手を携えて、彼らを保護し、指導・支援しなければならぬが、その中でも特に家庭の存在が大切であり、子どもたちに豊かで、たしかな学力を身につけさせたいと思うなら、子どもたちの学習活動を促進し、着実な学習態度を育成するような環境を家庭で作っていくことが大切である。

基本的に子どもたちは学ぶことが好きであるし、意欲も持っている。「もともと勉強が嫌い」と言う子供はいないし、生まれつき勉強意欲が低い子どもも存在しない。要するに、子どもたちに勉強が楽しいと感じるような経験を積ませることが大切であり、その環境づくりが家庭を中心となつて、学校や地域と連携する中で、取り組むことが大切であると考えている。

そこで質問するが、子どもにとって望ましい学力とはどのようなものか、子どもたちの学力は低下しているのか、していないのか、学力の格差が拡大しているのか、していないのか、拡大しているとしたら、その主とする原因はどのようなものなのか、学力を身に付けさせるためには私たち大人は子どもたちにどのようなことがわかっていけばよいのか、国の動向や他の地域の状況、さらには家庭の役割等も踏まえ、教育委員会の

立場で、これらの問題について、どのように考え、また、どう立ち向かうとするのか。

次に、学校選択自由化についてであるが、最近、多様化する親のニーズに応えるために、また特色ある学校作りのため、学校の選択自由化が話題になっている。富士吉田市でも学校で「いじめ」、「非行」があるから、その学区内の中学校へ進学しない私立学校へ進学するというケースもあり、そのとき親は学校選択の自由を求めていることを記憶している。

学校選択の導入は地域社会と学校のコミュニケーションが希薄になるなど問題視する意見もあるが、この学校の選択自由化を本市においても導入していくことについて、どのようなお考えか。

次に、少人数指導と教育費についてであるが、日本では教育にかけける経費が先進国では最低であるので、これからの日本を背負っていく子どもたちのために、もっと増やすべきだと思つた。また、国際比較からいって、わが国はクラス人数の多さが目立つ。わが国では小学1・2年生では35人学級が採用されたが、小学生でも、中学生でも40人学級という定員は改善する必要があると思つし、国、県に対して少人数学級の推進に大きな声を出していくべきだと思う。富士吉田市では少人数クラス編成に対してどのような取組みを考えているか。

次に、学校6日制についてであるが、現在では父母の8割が学校6日制を希望している。

土曜日が休みになることによって、生徒が余った時間を有効に使っているのかといえ、地域の行事への参加、習い事、ボランティア活動と有意義に使っている子どもは5割にも満たない状況であり、多くの子どもは余った時間をもてあまし、ゲームやスマホに夢中になっていると言われている。

5日制が採用された結果子どもたちの日常生活にどのような変化がおきたのか。土曜日はどのように使われているのか、どのように利用したらよいのか説明を願う。また、月1度とか2度の土曜日の授業を行うことを検討する予定はあるか。

●一回目の教育長答弁

子どもにとって望ましい学力についてであるが、本市の義務教育においては、教育基本法第五条や学校教育法三十条第二項に沿った形で教育を行うとともに、国の学習指導要領に沿った指導をしており、知識、技能の確実な習得を図るとともに、人と関わるコミュニケーション力を培い、言語の力を育み、考えたことを豊かに表現する力こそが望ましい学力であると認識している。

次に、子どもたちの学力の低下及び格差についてであるが、国際的な学力動向調査であるTIMSSやPISA

ISAによると、日本は、算数・数学・理科の学力は国際的に見て上位にあるが、低下傾向が認められている。また、その原因については、学力の重要な要素である学習意欲や粘り強く課題に取り組み態度自体に、個人差が広がっている等の課題が指摘されている。

次に、学力向上のための大人の関わり方及び教育委員会の考え方についてであるが、学力向上のためには、第一義的には家庭における教育が大変重要であり、家庭での学習習慣の定着化、家族と触れ合う時間の確保、基本的な生活習慣の確立が必要であると考える。

学校では、教職員と子どもたちとが向き合う時間の確保や効果的な指導のための教職員の資質の向上が必要であり、また、地域社会と連携していくことが大変重要であると認識している。次に、学校の選択自由化の導入についてであるが、現在の学区編成については、本市の歴史的な経緯における地域性、学校規模、適正人数等を考慮して編成している。

東京都杉並区では、学校選択制の導入により、当初の目的である「特色ある学校づくり」には結び付かず、平成28年度に廃止する方針になっているという事例もあることから、現在の段階では、学校の選択自由化の導入について考えていない。しかし、就学校の變更については、教育的配慮により、必要である場合においては

認めている。

次に、少人数学級の推進についてであるが、法律では小学校1年生は35人学級と規定されているが、山梨県では小学校1・2年生とも特に必要があると認められる場合には、30人学級編成が出来ることとなっている。

本市においても、山梨県の「はぐくみプラン」による少人数学級の取組みにより、小学校1・2年生は30人学級、3・4・5年生は35人学級、中学校1・2年生は、35人学級となっており、本年度の小学校1・2年生の学級の平均人数は25人となっている。

また、山梨県に対しては、さらなるきめ細かな学習環境を確保するため、少人数学級の推進に向けた要望を行っている。

次に、学校6日制についてであるが、子どもたちの土曜日の過ごし方については、正式な調査等は行っていないが、家庭生活との繋がりが、地域との関わり、また、自分の趣味等の時間に費やしているものと考えている。積極的に外へ出て様々な体験をしている子どもと、家でテレビやゲームに長時間を費やす子どもとの二極化も見られるのも事実である。

土曜日の過ごし方については、この5日制の基本理念である「学校、家庭及び地域の三者が相互に連携し、役割分担をしながら社会全体で子どもを育てること」が重要であり、その趣旨に

沿った過ごし方が図られていくことが最も必要であるものと考えている。

土曜日の授業実施の検討については、全国においては土曜日に授業を実施している学校もあるが、実施日数は年間1日から2日が最も多く、次いで3日から4日の実施となっている。

今後においては、土曜日に授業を実施した学校の検証結果や地域の動向、教職員の勤務体系などを踏まえ、調査研究していきたい。

●二回目の質問

私が、ここで聞きしていることは義務教育の定義や姿勢ではない。標準に比べて漢字の読み書きがどのくらい出来ているのか、分数の計算が出来るのか、読解力はどのくらいあるのかを比較することによって、学力の良し悪しの判断が出来るのではないかと思うことから、今回は学力に対する認識を見える学力「評価できる学力」に絞ってお聞きしたが、この学力が低下しているのか、していないかである。

OECDのPIISAによると、日本の子どもの学力は、国際的に見て学力が上位にあるものの、低下傾向が認められ、その原因が学習意欲や粘り強く課題に取り組む態度と指摘している。

そこで、指摘された課題に取り組む態度を身につけるためには、教育委員会の立場としては何が必要だと思うか。

次に、家庭学習のかかわ

りについてであるが、「学習習慣の定着化、家族と触れ合う時間の確保、基本的な生活習慣の確立が必要である。」とされているが、これらのことをするために家庭に対してどのようなアドバイスが必要だと思うか。

次に、少人数学級についてであるが、1クラスの望ましい適正規模について、30人以下と答えた人は90%のぼっている。

この解決方法としてチームティーチングという教え方が全国に広がっているが、これについてどのような考えをお持ちか。

次に、学校6日制についてであるが、6日制の実施は法令の規定で難しいと思われるが、全国各地でいろいろな取組みが行われていることも事実である。

そこで、改めて聞くが、学校5日制の目的は何であったか。また、その目的に沿った運営がされているか。もしも、土曜日授業が行われるなら意味ある復活であってほしいと思うので、それぞれの地域の実態、学校の状況に応じて、その扱いをご検討いただきたい。

次に習熟度別指導、小学校での教科担任制について、どのような考えをお持ちか。

●二回目の教育長答弁

子どもたちの学力低下についてであるが、粘り強く課題に取り組む態度を身につけさせるために、本年度において、児童・生徒の「確かな学力」の定着・向上を

目的とする「学力向上プログラム推進事業」を実施しており、標準学力検査等により、正確な学力測定と、その後の学力向上のための指導を行っている。

また、Q・U調査を実施することにより、安定した学級運営を目指すことで、その姿勢を向上させることが出来るものと考えている。

次に、家庭における学習の関わり方についてであるが「学習習慣の定着化には、家庭と学校との連携を密にする」「学級だより」「学年だより」、予習復習を習慣付けるための「家庭学習の手引き」等の活用が必要である。

また、家族と触れ合う時間の確保、基本的な生活習慣の確立のためには、家庭における役割が重要であり、子どもたちを一人の人間として自立できるように育てることは、家庭の大きな責任であり、身の回りのことだけでなく、精神的にも経済的にも自立することが重要である。

次に、「チーム・ティーチング編成」についてであるが、この指導方式は、児童・生徒の学力の向上には有効な方式であると考えているが、「共通理解」や「指導の統一化」等が重要であり、実施においては、十分な指導体制の確立が必要である。

次に、学校5日制についてであるが、その運営については、学校5日制の基本理念である「学校、家庭及び地域の三者が相互に連携

し、役割分担をしながら社会全体で子どもを育てること」が目的であり、この目的に沿って実施されているものと認識している。

次に、「習熟度別指導」及び「小学校での教科担任制」についてであるが、文部科学省の調査においても、習熟度別指導によって国語・算数・数学などの教科において学力の向上が見られるという結果が報告されており、市内の小中学校においても、算数や数学等の教科を2学級3つのクラスに分けるなどの少人数学級編成を実施している学校もあるが、習熟度別指導により児童・生徒の間に優越感や劣等感が生じることも懸念されることから、人間関係が悪化しないよう十分な配慮が必要である。

小学校での教科担任制については、現在、市内の小中学校においても、音楽、図画工作、体育、理科等の教科において、個々の教員の能力を効果的に発揮するため、実施しているが、一つの教科のみを担当する専科教員の配置については、職員数の編成の問題もあり、現在は実施していない。

いずれにしても、小学校高学年での専科教員による教科担任制は、中1ギャップの解消などに効果的であるとの報告もあることから、今後、山梨県の動向も踏まえ、調査研究を行っていく。

●三回目の質問

標準学力調査等により、正確な学力測定がなされて

いるとしたら、学力測定の結果は公表できるか。また、結果に基づいた対策はどのように取ったか。

Q・U調査とは不登校、いじめ問題などの解決に子どもたちの日常の観察のために取り入れられた心理検査の一つであるが、学力とどのような関係があるのか。

●三回目の教育長答弁

学力測定結果の公表についてであるが、標準学力調査等については、現状における学力の到達度、問題のねらい、指導上の留意点を、児童・生徒、学校、家庭が把握するものであり、その後の学力向上に役立てるためのものであり、公表を前提としていない。

また、学力測定の結果に基づいた対策については、調査の結果に基づき、児童・生徒、学校、家庭の三者が連携を行うことにより、その対応を図るものである。

次に、Q・U調査と学力の関係についてであるが、Q・U調査については、「不登校」、「いじめ」、「学級崩壊」の解決には有効な手法であり、この調査に基づく対応を行うことにより、安定した学級運営が行われ、結果的に学習姿勢、学習意欲が高揚し、学力が向上できるものである。

いずれにしても、今後においても、さらなる子どもたちの学力向上のため、様々な取組みを講じていく。

●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

羽田 幸寿 議員



（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジ周辺地域の整備計画について

●一回目の質問

（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジの整備については、県道用地などの現地測量、地元説明会開催、地権者交渉など、本格的に事業が開始されている中で、今、現在の進捗状況はいかがが。

次に、周辺地域整備計画についてであるが、昨年9月の定例会で市長からは、国の農業振興政策からも、この区域を農業振興地域から除外し、観光拠点として整備していくことは非常に困難との答弁をいただき、本年5月には安倍総理より

農業関連策が発表されたことから、農業振興地域の除外は現実的には困難な状況にあると思わざるを得ない。そこで、この現状に鑑み、観光拠点ではなく、地域振興を目的とした農業振興地域にふさわしい整備計画をしていくお考えはないか。

実は、会派の研修で、本年2月に、大分県臼杵市が経営する「土づくりセンター」にお伺いした。そこは、有機農産物を生産する為の堆肥を製造、販売をしている施設であり、その堆肥を使用した有機農業による学校給食用の野菜の生産、提供による食育の推進など様々な取り組みをしている。私が注目したのは、堆肥の原料であり、その8割は草木類で、刈草・一般家庭から出た処分などに困る剪定枝・森林の間伐材や雑木などであった。

そこで、本市でも臼杵市のような農業振興策に取り組んでみることを提案する。本市の総面積の約70%にあたる8517haが森林であるという環境の中、平成24年4月より山梨県により導入された「森林環境税」による森林整備に伴う間伐

事業や恩賜林組合との連携による間伐材の処分、利用に土づくりセンターのような施設が最適であると思われるからである。農業振興地域に建設できる施設の整備は、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画によることとされている。

つまり、富士吉田市による計画でなければ、この地域の整備は進まないという事である。私は、農業振興、地域振興に合致した土づくりセンターのような施設を計画し、それを中心として整備されることを提案したいと思うが、市長は、この地域についてどのような構想をお持ちか。

●一回目の市長答弁

スマートインターチェンジ整備の進捗状況についてであるが、本年4月に事業主体である中日本高速道路株式会社により、本体部分の用地、幅杭等について関係者への説明会が開催され、地権者の了承を得て、5月には幅杭設置が行われたところであり、また、スマートインターチェンジ本体及び県道富士吉田西桂線への連結部分については、中日本高速道路株式会社から、調査・設計については概ね終了しているとの報告を受けており、今後は、山梨県による測量作業終了後、本市が事業用地の取得に入る計画である。

次に、周辺地域整備計画についてであるが、「土づくりセンター」の建設につ

いては、この事業を実施するためには、主原料となる木材の安定的な供給が必要となり、本市の林業従事者の比率がわずかであるという現状から、現在における事業化に関しては非常に困難な状況にあると考えている。

しかしながら、従来の森林整備事業で発生する間伐材の処理については、これまで「切捨て間伐」が主流であったが、制度の変更に伴い、昨年度から木材を山林から持ち出して資源を有効利用する「搬出間伐」へと徐々に移行しており、発生する間伐材の多くが合板材料や紙の原料として利用されている。

今後においては、間伐材の利用促進にも効果のある施設の整備について、林業の動向や立地場所等を勘案した上で、恩賜林組合をはじめ、他の関係機関とも連携し、検討していきたい。いずれにしても、周辺地域については、スマートインターチェンジの開通により、高速交通への利便性の向上だけではなく、接続する県道等の整備促進、緊急時における輸送路の確保、地域活性化など、多面的な効果が期待できる。

今後は、農用地の保全と地域の状況とのバランスを図りながら、関係機関とも連携を密にする中で、周辺地域の土地利用について、調査研究を行っていきたい。

●二回目の質問

整備計画について、私は

農業振興地域に富士吉田市が整備する施設の一例として、「土づくりセンター」を提案させていただいた。施設の構想については、前向きな答弁もいただいたが、本題であるこの地域の構想については具体的なご答弁はいただけなかった。

農業振興地域でもあり、スマートインターチェンジ開通後の状況をみながら検討したいとの事であるが、地元ではこの地域の今後の動向を大変注目している。私は、この地域全体の農業振興地域の除外は、今もスマートインターチェンジ開通後も困難だろうと思っ

それならば、農業振興地域での整備が可能な範囲の中で、地方公共団体である富士吉田市が開通後の状況をみてからではなく、この地域に合致した計画を速くてもスマートインターチェンジ開通までには立てるべきだと考えるが、再度、市長のお考えをお伺いする。

●二回目の市長答弁

（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジ周辺地域については、農業振興地域に指定され、土地利用の制限があるが、指定地域内であっても、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち、農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼす恐れが少ないと認められるものについては、施設整備が可能となっている。当該地域の整備計画につ

いては、スマートインターチェンジの開通により人や物の流れが大きく変化することが予想され、環境変化を的確に把握した上で、立案する必要があることから、スマートインターチェンジの供用開始後、周辺地域の環境変化の状況を調査・研究し、当該地域における農業活性化の核となるような施設整備を含めた計画について検討していきたい。

自治会活動に対する支援策の拡充について

●一回目の質問

地元の皆様、大勢の支援者の皆様のお陰で市政の場に送っていただき、早いもので2年が過ぎた。この間、たくさんのご要望やご意見をいただいたが、その中で自治会活動に対する支援策を拡充するべきだとする声が多く寄せられている。

恩賜林組合分収交付金については、ご案内の通り、平成15年度より10億2888万円が交付されており、そこから市立病院事業会計負担金や塵芥処理事業負担金として支出がなされているように、市民等が日常生活を営む上で欠くことのできない施設の維持管理という観点に立った行政施策については理解している。一方、住民から寄せられた意見に眼を転じてみると、最近の自治会活動において

は、一昨年の大震災の発生以来、自主防災の充実に向けた取組みに主眼が置かれ、その対応が急がれているところであるが、自治会の多くは財源に乏しく、厳しい運営を余儀なくされている。そんな状況下を踏まえ、本年度予算にて、防災対策事業として、自主防災に關連した備品購入などの為の補助金3千万円が盛り込まれた。それは、一世帯当たり2千円、1万5千世帯を想定してのものであるとの事だが、各地域の自主防災体制に弾力的に活用できる補助制度をいち早く創設された、堀内市長の英断に心より敬意を表す。

そこで伺いますが、現在、市内33自治会の多くは財源が厳しく、自主防災対策においても十分な備えが未だできていないという現状の中、本年度だけではなく、自主防災など自治会活動に対する助成を次年度以降も継続し、かつ、拡充していく必要があると考えるが、いかがが。

私は、防災、減災対策の強化、充実を図るためには、過去の例からいっても、自助・共助体制の確立・強化に力を注ぐべきであると考えている。災害に強い、安心・安全なまちづくりを標榜されている堀内市長の自助・共助に關する考え方と合わせて、自主防災対策を含めた自治会活動全般に対する支援策の拡充について、市長の考えをお伺いする。

●一回目の市長答弁

まず、自主防災会自助共助活動支援補助金についてであるが、災害への備えと災害時の初期において重要な役割を担う自助・共助に對して、市民の皆様との協働の精神に基づき事業化したものであり、次年度以降については、今年度の地域防災力の強化の状況等を確認するとともに、自主防災組織の御意見等伺いする中で対応していきたい。

次に、自治会に対する助成についてであるが、自治会は、本市の地域コミュニティの中核を担い、市民協働を積極的に推進するため、また、行政と地域住民のパイプ役として、重要な役割を担っていただけており、これらの活動に對して、これまで、加入世帯数等に應じた補助金を交付してきたが、加入世帯数の減少や幅広い活動などにより、資金的には、大変厳しい状況であると認識している。

このため、本年度においては、自治会活動への資金的な支援策として、運営費補助金を16・2%増額したところであり、ソフト面においては、昨年度から、市の管理職を「地域協働推進員」に任命し、相互の連絡、調整機能の強化を図っている。

しかしながら、各自治会の状況はまだまだ厳しいものがあり、市民協働による安心、安全なまちづくりのために、さらなる支援の必要があると考えている。今後は、自治会経費の大

きなウエイトを占める防犯灯の電気代を軽減するための防犯灯LED化の補助制度創設などを含め、次年度以降の支援制度拡充に向け、積極的な検討を進めていく。

●二回目の質問

力強いご答弁をいただいたが、再度、確認を含め、伺います。

まず、自主防災会自助共助活動支援補助金について、自助・共助体制の確立・強化にも繋がるため、来年度以降においても継続が必要であると考えている。

また、市長が認識されているとおり、自治会については、重要な役割を担っているにもかかわらず、資金的には大変厳しい状況であるため、来年度以降においても、自治会運営費補助金のさらなる増額が必要であると考えることから、自主防災対策を含めた自治会活動全般に対する支援策の拡充について、再度、市長の考えをお伺いする。

また、「防犯灯LED化の補助制度」の創設の検討については、市民の安心・安全及び市民協働を標榜している堀内市長の考え方に基づいたものと考えており、敬意を表するが、これは、補助制度であることから、自治会から一定の負担を求めることが考えられる。

市内33自治会においては、防犯灯の設置数、財政力など、それぞれ異なっている状況からすれば、仮に、自治会から一定の負担を求める補助制度を導入した場合、

各自治会の財政規模、防犯灯の設置数などの関係から、防犯灯のLED化が市内全域に整備することができず、制度が十分に機能しないのではないかと懸念されることから、「防犯灯LED化の補助制度」の創設については、自治会負担が少なく、市民の安心・安全が確保できるよう、一歩も二歩も踏み込んだ取り組みを検討していただきたく、市長の考えをお伺いする。

●二回目の市長答弁

まず、自主防災会自助共助活動支援補助金については、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが最も重要であるので、前向きに検討していく。

次に、自治会活動全般に対する支援策の拡充についてであるが、各自治会の運営は厳しい状況にあることから、市民協働による安心・安全なまちづくりのために、さらなる支援を行う必要があると考えている。

次に、「防犯灯LED化の補助制度」の創設についてであるが、防犯灯LED化については、私のマニフエストの一つでもある市民の安心・安全及び市民協働によるまちづくりの具現化となるものである。

先ほどの答弁では、「防犯灯LED化の補助制度」の創設を検討すると申し上げたが、自治会運営の経費負担軽減及び市民の安心・安全の充実を図るために、

防犯灯LED化については自治会の経費負担なく、市の事業として年次計画により実施していきたい。

市道大明見下の水線の交差点について

●一回目の質問

市道大明見下の水線については、昨年11月27日に開催された地元説明会において、県道新田・下吉田線に交差する交差点について、

供用開始の時は、県道新田・下吉田線に交差する市道との交差点は閉鎖にしたいとの説明があり、その理由は、交差点が5差路になり、公安から許可が下りないからとの事であった。当然に迂回路等の設置、検討を行いたいとの説明であったが、

出席した住民からは反対の意見が出され、今、現在も地元で説明がされない。以来、すでに約7ヶ月も経過しているが、公安への交渉等、いつまでに地元で提示される予定なのか。

又、市道見留目・小原線と交差する交差点への信号設置について、私も幾度となく、しかるべき場にて質問をしてきた。現在の県道に設置している信号からの距離が短い、交通量が少ないとの理由で信号設置が困難との事であるが、交差する場所は急坂でもあり、又、交差する道路が死角になっ

進めていかれるのか。

●一回目の市長答弁

まず、市道大明見下の水線と県道新田下吉田線との交差協議についてであるが、協議の進捗状況については、昨年の地元説明会の後、地元の意見を踏まえ、本年3月に再度、山梨県警察本部交通規制課と協議を行ったが、「新設の五差路については設置を認めない」とする交通規制課の方針は変更されませんでした。

今後は、交通規制による代替案や迂回路等の検討を行い、交通規制課と協議を重ねる中で方向性が示された時点で、再度、地元と図りながら調整していきたい。

次に、市道見留目小原線との交差点への信号機設置についてであるが、信号機の設置については、交通量及び信号機の距離の関係から、交通規制課から「信号機の設置は出来ない」との回答があったが、引き続き、交差点付近の現場状況等の説明を行い、粘り強く協議していききたい。

また、接道部分の死角箇所については現場状況に即した対応を行っていききたい。



●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

前田 厚子 議員



学校給食センターの建設にむけて

●一回目の質問

今年度から学校給食センター建設室が設置され、様々な取り組みや他施設の視察、見学等で最良のセンターの建設の準備がされていることと思うが新しい学校給食センターの建設予定を教えてください。

二点目、当市ではセンター方式で小学校7校、中学校4校、保育園6園、計17施設で5180食を作っているが、一度に大量の食材を揃えなければならぬのは大変なことだと思うが、国や県の食育推進基本計画では県内産物の利用率は、

る「学校生活管理指導表」を使用しているか。

「アナフィラキシーショック」に対応する「エビペンの講習会」はどのくらい進んでいるか。

アレルギー対応をするための職員の確保、例えば、栄養士を一名増やすことなどを考えているか。

以上のことに取り組み、安心して学校給食を楽しむように取り組んで戴きたいと思う。

五点目、残飯「生ゴミ」は、現在どのように処理されているか。

六点目、新しい学校給食センターは防災施設として、備蓄用食品の倉庫にはどのくらいの食糧の準備をするのか。

自家発電装置の他に緊急時の対応が可能な物で準備するものはあるか。

センターは食糧備蓄の倉庫だけではなく、食べものとして市民に供給できる最高の拠点になると思うが、その為の設備等も考えているか。

最後に、給食センターの皆さんは今後防災の大きな担い手になると思う。

ウエット方式では、室内の床が濡れていると調理する人達が滑ったり、高温多湿で健康上の問題も出てくるが、当市においては、そのような心配はないのか。

●一回目の教育長答弁

第一点目の学校給食センターの建設予定は平成28年度の供用開始に向け、現在公募型プロポーザル方式による基本計画・基本設計について審査を行っているところであり、平成26年度に実施設計、平成27年度から施設の工事着手の計画となっている。

次に、第六点目の学校給食センターの防災施設についてだが、備蓄品及び付属設備については現在、公募型プロポーザル方式による技術提案の審査を行っており、今後、基本設計の中で具体化していく。

また、自家発電装置以外の緊急時の対応については、災害時には自家発電装置の他に、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備などを検討していく。

●教育部長答弁

まず、第二点目の県内産物については、利用率は約21%となっており、米の利用状況については、学校給食会からの搬入も含めて、100%となっている。

また、学校給食会からの搬入食材は主に、白飯、麦飯、小麦粉、牛乳となっている。

次に、第三点目の食育についてであるが、見学ルートへの設置については、新しい学校給食センター内に多くの方々が生産地を視察する機会があるように、設計段階において検討して参りたい。

次に、第四点目の食物アレルギーについては、学校の実態と子どもの状況に合わせて学校生活管理指導表で管理している。

「アナフィラキシーショック」に対応する「エビペンの講習会」については、昨年8月に医師の指導によるエビペンの模擬講習会を実施している。今後も食物アレルギーに対する適切な対応ができるよう取り組んで参る。

アレルギー対応の職員の確保等については新しい施設の完成に伴い、関係機関と協議する中で検討して参る。

次に、第五点目の生ゴミの処理についてであるが、学校給食センターから出る残飯、生ゴミについては、残菜処理機の遠心力により、極力水分を減らし、可燃ゴミとして処理している。

次に、第七点目のウエット方式については、現在、学校給食センターにおいてもドライ運用を図るため、修繕等によりできる限り改善している。また、調理員の健康管理についても充分留意している。

●二回目の質問

始めに、平成28年度の供用開始に向け、現在、公募型プロポーザル方式による

基本計画・基本設計について審査を行っているのとことだが、公募型のプロポーザル方式はどのような形で周知をしたのか。

このような形で行われていることは市内の業者の方にはご存知なのか。出来れば地元企業の発展にも繋がれると思うが、その点をどのように考えているか。

又、この建設にあたり、多くの協議が必要だと考える。勿論、教育委員会が推進していくのだろうが、そこに人員をどの程度考えているのか、その点も聞かせ願う。

二点目、地産・地消だが、やはり5180食となると食材を揃えることの方が優先になると思うので、なかなか難しいことである。

しかし、給食の献立表を見ると、様々な工夫をしていることもわかったが、地元の食材を使った特別メニューをもっと少し増やしてほしいと考えるが、市としては地産・地消の推進には、これからどのように取り組んでいくのか、お聞かせ願う。

三點目は、食育の推進を兼ねて是非検討していただきたいと思う。

四點目の食物アレルギーの対応だが、必ず実施してほしいので必要な人員や栄養指導体制も充実させるなどの対応をお願いしたい。食物アレルギーの急激で

重い症状から命を救う「エビペン」の講習会も早くからお願ひしているが、実際にはなかなか進んでいないように思うが、具体的にその点の状況を教えていただきたい。

五、生ごみの処理だが、残菜処理機にかけた後、可燃ごみとして処理することだが、平成14年に環境美化センターを建設した際に、市としての取り組みとして、生ごみ処理容器的設置により生ごみを堆肥化して活用していきたいとあつたはずである。あくまでも目標であつたことも事実だが既に10年が過ぎている。

生ごみの焼却処分の激減を目指し又、給食残飯で堆肥を製造する生ごみを利用した循環システムの構築だが、このような生ごみの有効活用を今後の取り組みとして積極的に進めていくことは市では、まだ検討していないのか。

六、六、目の防災施設についてだが、視察に行った学校給食センターでは、毎年行われている市の防災訓練に給食センターのみなさんも参加してきたとの話を聞かせていただいた。

このセンターでは、「もしも、災害が起こったときには、給食センターに行けば食べ物がある」と言うことを知っていたださい。と住民に伝えてあるとのことであつた。この一言が胸に残つた。

このように、実際に給食センターも一緒に防災訓練が出来るような設備を備えた施設の建設を心から期待するが、防災設備に対する市の考えをお聞かせ願う。

●二回目の教育長答弁

まず、第一点目の職員配置については、昨年12月に学校給食センター建設室を5名体制で組織し、本年度からはさらに2名増員し、7名体制で事業進捗を図っている。

次に、第六点目の防災設備についてはあるが、新たな学校給食センターについては、防災機能も併せ持つた施設を計画していることから、今後、基本設計の中で具体化して参りたい。

●教育部長答弁

まず、第一点目のプロポーザルの周知については、本年4月にプロポーザルの手続き開始について市ホームページに掲載し、市内四箇所の掲示板に公告するとともに、建設新聞にも情報を掲載することで市内外を問わず周知した。

次に、第二点目の地産地消については、地元食材を使った特別メニューとしては、富士山の世界遺産登録を見据え、7月1日から5日までの期間を「祝富士山世界遺産登録・富士山ウィーク給食」と題し、市内

産の黒米や野菜等を使用し、富士講信者が食べた「御師料理」をアレンジして提供する予定である。

富士山ウィーク終了後においても、毎月19日の「食育の日」には、工夫を凝らし、地元食材を出来る限り使用して参る。また、誰によつてどこで作られたものなのかを「給食だより」等を通してお知らせしながら取り入れるよう検討して参る。

次に、第四点目の食物アレルギーの対応については先ほど答弁したとおり、昨年8月に教育委員会主催により「エビペン」講習会を実施した。また、各学校においても、今年度、全ての児童・生徒を対象に食物アレルギーに関する調査を行い、一人ひとりのアレルギーの原因食品やその対応についての結果をまとめ、全教職員が共通理解を図れるよう指導している。

さらに、食物アレルギーへの対応に関するDVDを活用した校内研修を行い、全ての教職員に対応の周知徹底を順次図っていく予定である。

次に、第五点目の生ごみの処理についてはあるが、学校給食センターにおいては、毎日10kgから15kg程度の生ごみが排出されている。生ごみの堆肥化による循環システムの構築については、一定の生ごみ処理設備の設

置、堆肥の受け入れ先の選定等が必要となるので、新たな学校給食センターの建設と併せて検討して参る。

歯周疾患検診の公費助成について

●一回目の質問

厚生労働省と日本歯科医師会が取り組んでいる「8020運動」も平成元年に成人歯科保健対策検討会の中で提言されたもので、国民の歯の健康づくりを推進していく一環として80歳で20本の歯を保つことを最終目標とした歯科保健推進対策事業である。

2010年に80歳で20本以上の自分の歯を有する人が20%以上、60歳で24本以上の自分の歯を有する人が50%以上というのが目標である。

日本は世界でも有数の長寿国になりつつある。急速な高齢化社会の到来は誰もが健康で明るく快適に過ごせる社会作りを進めていくことが重要な課題だと思つた。国民の健康と国民健康保険の医療費への一つの対策として、治療費として際限のないものよりも予防という考え方を重視していくことが今一番必要な対策ではないかと思つた。

そこで、歯周疾患検診の全額公費助成についてお聞きするが、過去に実施され

たこともあるとのことだが、止めた理由をお聞かせ願う。また、新たに実施していただきたいと思つた。対象年齢等は既に実施している自治体なども参考にしながら専門の歯科医師の意見等を伺い、決めていただきたいと思うが、こうした取り組みについて、どのように考えているか。

●一回目の市長答弁

新たな「歯周疾患検診」の公費助成については、現在、歯周疾患予防教育を推進しているものの、依然として国民健康保険医療費及び国民健康保険疾病統計等の状況を見ると、歯科診療費は50歳代から増加しており、受診率も高くなつてい

る。このため、成人期における歯周疾患予防の実施は生活習慣病の予防にも繋がっており、結果として医療費の抑制及び健康増進が図られるものと考えていることから既に検討を重ねており、今後においては歯科医師会等の関係機関と協議し、来年度からの実施に向け、推進していきたいと考えている。

●市民生活部長答弁
「歯周疾患検診」については、平成17年度までは集団検診方式により、平成18年度においては個別医療機関方式により実施していたが、検診受診者へのアンケート結果を踏まえ、検診が

ら予防教育へと移行し、普及啓発やかかりつけ医での定期的な検診を推進することにより歯周疾患予防に取り組んできた。

その結果、乳幼児健診や妊娠届出時の歯周病予防等の指導・相談、高齢者に対する口腔ケア等、様々な事業を展開することにより、ライフサイクルに沿った、歯の健康づくりを推進し、市民の皆様の健康生活の支援に努めているところである。

●二回目の質問

早速、来年度からの実施に向け推進していただけたとの答弁に感謝する。

あとは、実施をする対象年齢だが、これから検討することだが、過去に取り組んだ経過もあるので、最も効果的な年齢の考慮をお願いする。また、検診の受診率を上げるために市として考えている事があつたらお聞かせ願う。

●二回目の市長答弁

「歯周疾患検診」の対象年齢については、今後、歯科医師会等の関係機関とも協議を重ね、決定して参りたいと考えている。

また、受診率の向上については、検診への意識の醸成を目的とする検診対象者への個別通知や市ホームページ、広報、CATV等により周知の徹底に努めて参りたいと考えている。

委員会の審査から

□ 総務経済委員会

□ 文教厚生委員会

□ 建設水道委員会

総務経済委員会

● 審査案件

議案第三十二号

富士吉田市税条例の一部

改正について

議案第三十六号

平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）

議案第三十七号

富士吉田市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第三十八号

平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

● 審査結果

議案第三十八号

平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

● 審査結果

議案第三十八号

平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

● 審査結果

議案第三十八号

平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

● 審査結果

議案第三十八号

平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

● 審査結果

議案第三十八号

平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

本案は、平成25年度富士吉田市一般会計補正予算第2号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ5億6

4万3千円を減額し、総額を191億1205万7

千円とするものであります。

歳入では、市債3億65

80万円等を減額し、民生費県補助金1億2560万

円等を増額するものであります。

歳出では、住宅管理費5

億9320万8千円等を減額し、老人福祉費1億41

20万円等を増額するものであり、妥当と認められます。

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

歳入では、財政調整基金

繰入金3104万円を減額するものであり、歳出では、

欣寿会との調整を図りながら、その施設の詳細については、市が主体性をもって議会へ報告をして欲しいとの要望がありました

● 審査案件

議案第三十三号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

議案第三十四号

富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第四十号

平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十一号

平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十二号

平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

議案第四十三号

平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

議案第四十四号

平成25年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第1号）

● 審査結果

議案第四十号

平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十一号

平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十二号

平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

議案第四十三号

平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

議案第四十四号

一般職給、職員手当等の人員費3312万6千円、他会計への繰出事業費446万8千円を減額し、観光費655万4千円を増額する

● 審査案件

議案第三十三号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

議案第三十四号

富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第四十号

平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十一号

平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十二号

平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

議案第四十三号

平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

議案第四十四号

● 審査結果

議案第四十号

平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十一号

平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十二号

平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

議案第四十三号

平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

議案第四十四号

ものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 審査案件

議案第三十三号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

議案第三十四号

富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第四十号

平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十一号

平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十二号

平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

議案第四十三号

平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

議案第四十四号

● 審査結果

議案第四十号

平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十一号

平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第四十二号

平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

議案第四十三号

平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

議案第四十四号

建設水道委員会

本案は、「富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」の一部改正でありまして、「児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、配偶者からの暴力被害者について、ひとり親家庭医療費助成の対象者とするため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ54万円を減額し、総額を35億7592万4千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金54万円を減額するものであり、歳出では、一般職給の人件費54万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ145万6千円を減額し、総額を61億4216万7千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金54万円を減額するものであり、歳出では、一般職給の人件費54万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算第1号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ12万4千円を減額し、総額を2006万円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金12万4千円を減額するものであり、歳出では、一般職給の人件費12万4千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金145万6千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費145万6千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金12万4千円を減額するものであり、歳出では、一般職給の人件費12万4千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

吉田市看護専門学校特別会計補正予算第1号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ162万2千円を減額し、総額を1億7938万3千円とするものであります。

●審査案件

議案第三十五号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第三十九号

平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第四十五号

平成25年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第1号）

●審査結果

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、市営住宅入居者の連帯保証人の居住地要件について、市内から山梨県内とするため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

回、収益的支出につきまして、支出を78万1千円減額し、総額を5億5734万1千円とするものであります。

収益的支出では、営業費用78万1千円を減額するものであります。

また、資本的支出につきましては、支出を44万7千円減額し、総額を5億6150万3千円とするものであり、資本的支出では、建設改良費44万7千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●審査結果

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、市営住宅入居者の連帯保証人の居住地要件について、市内から山梨県内とするため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案審議

即決案件・報告案件の内容

●報告第一号

専決処分報告について

(平成24年度富士吉田市一般会計補正予算第8号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1070万円を追加し、総額を196億5274万7千円としたもの。歳入では、地方交付税2億6950万円を増額し、市債2億5880万円を減額、歳出では、下水道費1070万円を増額。また、繰越明許費として土地改良事業を1855万円に変更。

●報告第二号

専決処分報告について

(平成24年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号)

【内容】

歳入歳出からそれぞれ900万円を減額し、総額を13億9759万円としたもの。歳入では、市債2千万円等を減額し、一般会計繰入金1070万円等を増額、歳出では、下水道整備費520万円等を減額。

●報告第三号

専決処分報告について

(富士吉田市税条例の一部改正について)

【内容】

「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る納税義務者の特例措置を廃止する等のため、所要の改正を行ったもの

●報告第四号

専決処分報告について

(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について)

【内容】

「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療への移行に係る国民健康保険税の軽減判定所得算定特例の恒久化等のため、所要の改正を行ったもの

●報告第五号

専決処分報告について

(平成25年度富士吉田市一般会計補正予算第1号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ850万円を追加し、総額を196億1850万円としたもの。歳入では、繰越金850万円を増額、歳出では、予防接種費850万円を増額。

●報告第六号

平成24年度富士吉田市一般会計予算継続費繰越計算書について

【内容】

平成24年度及び平成25年度の2か年継続事業として進めている「庁舎建替事業」外2件について、平成24年度の年割額のうち5379万3103円を翌年度へ繰越したものの

●報告第七号

平成24年度富士吉田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

【内容】

「保育園管理運営事業」外9件8億566万5千円を翌年度へ繰越したものの

●報告第八号

平成24年度富士吉田市立

病院事業会計予算繰越計算書について

【内容】

患者情報共有システム整備事業735万円を翌年度へ繰り越したものの

●議案第四十六号

富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例の一部改正について

【内容】

富士山の世界遺産登録に伴い、「世界文化遺産候補」を「世界遺産」に改める等のため、所要の改正を行うもの

●議案第四十七号

工事請負契約の締結について(富士吉田市宮西丸尾団地建設(建築主体)工事第1期)

【内容】

契約金額2億9557万5千円で、川上建設・三和建設富士吉田市宮西丸尾団地建設(建築主体)工事(第1期)共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容は、木造平屋建て2棟及び木造2階建て4棟で、

建築延床面積2126.04㎡

●議案第四十八号

財産の取得について

【内容】

富士吉田市消防団に配備するため、消防デジタル無線携帯型受令機109台を契約金額1716万7500円で取得しようとするもの

●議案第四十九号

富士吉田市監査委員の選任について

【内容】

委員の戸田元氏の後任に、富士吉田市上吉田三丁目15番16号、及川三郎氏を選任するもの



議案等の処理結果（6月定例会）

(賛成○ / 反対● / 欠席▲ / 賛成討論者 / 反対討論者)

[illegible]

議案番号	案 件	付託委員会等	渡辺 嘉男	太田 利政	奥脇 和一	宮下 豊	渡辺 忠義	渡辺 孝夫	宮下 正男	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	佐藤 秀明	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	審議結果
議案第43号	平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)	文教厚生	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第44号	平成25年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第1号)	文教厚生	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第45号	平成25年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第1号)	建設水道	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第46号	富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例の一部改正について	6/27 即決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第47号	工事請負契約の締結について(富士吉田市宮西丸尾団地建設(建築主体)工事(第1期))	6/27 即決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第48号	財産の取得について	6/27 即決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第49号	富士吉田市監査委員の選任について	6/27 即決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選挙第2号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名 推選	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
選挙第3号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名 推選	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	富士吉田市議会議長の辞職について		○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	許可
選挙第4号	富士吉田市議会議長の選挙について	投票	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	富士吉田市議会副議長の辞職について		○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	許可
選挙第5号	富士吉田市議会副議長の選挙について	指名 推選	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎即決案件、報告案件の内容については、“即決案件・報告案件の内容”をご覧ください。